

○ふじみ衛生組合監査委員公印規程

(昭和44年4月15日)
監査委員告示第1号)

改正 昭和63年10月31日 監査委員告示第1号

第1条 ふじみ衛生組合監査委員の公印は、この規程の定めるところによる。

第2条 公印は次のとおりとする。

- (1) ふじみ衛生組合監査委員印
- (2) ふじみ衛生組合代表監査委員印
- (3) ふじみ衛生組合代表監査委員職務代理者印
- (4) ふじみ衛生組合監査委員契印

第3条 公印のひな形、書体、寸法、及び用途は別記第1号及び第2号のとおりとする。

第4条 公印は書記が保管するものとし、その取扱いについては、代表監査委員の属する市の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年10月31日監査委員告示第1号)

この告示は、昭和63年10月31日から施行する。

別記第1号

公 印 名	ひな形	書 体	寸 ミ リ メ ー ト	法 ル	用 途
ふじみ衛生組合 監査委員之印	1	てん書	方 21		監査委員の一般文書用
ふじみ衛生組合 代表監査委員印	2	同	方 21		代表監査委員の一般文書用
ふじみ衛生組合 代表監査委員 職務代理者印	3	同	方 25		代表監査委員職務代理者 文書用
ふじみ衛生組合 監査委員契印	4	同	縦 25 横 10		一般文書の契印用

別記第2号

1	2	3	4
ふじみ衛生 組合監査 委員之印	ふじみ衛生 組合代表 監査委員印	ふじみ衛生 組合代表監 査委員職務 代理者印	監査委員 契印 ふじみ衛生組合